

公営企業会計システム共同化協議会設置に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、公営企業会計システム共同化基本方針（以下「基本方針」という。）

第1条に掲げる共同化の目的を達成するため、任意協議会である「公営企業会計システム共同化協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、上下水道事業者等の公営企業会計システム（以下「会計システム」という。）の共同化等を協議することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(参加団体)

第2条 協議会は、次に掲げる団体（以下「参加団体」という。）で構成する。

- (1) 滋賀県企業庁
- (2) 大津市
- (3) 彦根市
- (4) 長浜市
- (5) 近江八幡市
- (6) 東近江市
- (7) 米原市
- (8) 日野町
- (9) 竜王町
- (10) 豊郷町
- (11) 甲良町
- (12) 多賀町
- (13) 長浜水道企業団
- (14) 愛知郡広域行政組合

(組織)

第3条 協議会は、参加団体の中から代表団体及び副代表団体を選出する。

- 2 協議会の運営に必要な人員は、参加団体で応分の負担をする。
- 3 協議会の運営に必要な経費は、参加団体で応分の負担をする。
- 4 協議会は、事務の遂行に必要な場合は、参加団体以外の者の出席を求めることができる。
- 5 その他組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 会議の開催に関すること。
- (2) 会計システムの選定に関すること。
- (3) 会計システムの共同化に要する参加団体の所要予算額の決定に関すること。

- (4) 会計システムの共同化に伴う参加団体の各種補助金申請額の決定に関すること。
- (5) 前3号に係る調整及び合意形成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、基本方針第1条に掲げる目的を達成するために必要な事務

2 事務の内容に関し必要な事項は、別に定める。

(協定の期間)

第5条 この協定は、締結の日から令和12年3月31日まで効力を有する。

2 協定の期間は、参加団体の協議により延長することができる。

(参加団体の責務)

第6条 参加団体は、会計システムの共同化に積極的かつ誠実に取り組むこととし、必要な体制及びその体制を維持するために必要な人員を確保・維持するものとする。

2 参加団体は、協定期間中は継続して参加するものとする。

3 協定期間中において、やむを得ず協議会を脱会する場合は、事前に脱会の条件について同協議会の承認を得なければならない。また、脱会に際しては、事前に承認を得た脱会の条件について確実に履行しなければならない。

4 参加団体は、基本方針第5条第1項第1号に基づき別表に定めた会計システムの共同化予定年度に、新たな会計システムを稼働するよう努めるものとする。

5 会計システムの共同化予定年度が変更となる場合は、費用負担等の条件について改めて協議会の承認を得なければならない。

6 共同化及び共同運用に必要な経費は、参加団体で応分の負担をする。

7 参加団体の責務に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会への新規加入)

第7条 参加団体以外の団体は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たした場合に、協議会への新規加入を申し出ることができる。

(1) 会計システムの共同化予定年度を決めること。

(2) 必要な経費について応分の負担をすること。

2 協議会は、前項の申出が適当であると認めたときは、協議会への加入を承認し、旧協定書の主旨を継承した新たな協定書を締結する。

3 前項の規定により新たに協定書を締結するときは、新たな協定書の発効をもって旧協定書は失効するものとする。

(その他)

第8条 参加団体は、この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

本協定締結の証として、本書14通を作成し、参加団体が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月2日

野洲市吉川3382
滋賀県企業庁長
藤原久美子

大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者
南堀弘

彦根市元町4番2号
彦根市
彦根市長
田島一成

長浜市八幡東町632番地
長浜市
長浜市長
浅見宣義

近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市
近江八幡市長
小西理

東近江市八日市緑町10番5号
東近江市
東近江市長
小椋正清

米原市米原 1 0 1 6 番地
米原市
米原市長
角 田 航 也

蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地
日野町
日野町長
堀 江 和 博

蒲生郡竜王町大字小口 3 番地
竜王町
竜王町長
西 田 秀 治

犬上郡豊郷町大字石畑 3 7 5 番地
豊郷町
豊郷町長
伊 藤 定 勉

犬上郡甲良町大字在土 3 5 3 番地 1
甲良町
甲良町長
寺 本 純 二

犬上郡多賀町多賀 3 2 4
多賀町
多賀町長
久 保 久 良

長浜市下坂浜町 2 4 8 番地 2 2

長浜水道企業団

企業長

三 和 啓 司

東近江市鯉江町 1 6 7 6

愛知郡広域行政組合

管理者

小 椋 正 清

(別表)

会計システム共同化予定年度

団体名	対象会計	共同化予定年度
滋賀県企業庁	工業用水道事業及び水道用水供給事業	令和 7 年度
大津市	水道事業、下水道事業及びガス事業	令和 5 年度
彦根市	水道事業	令和 7 年度
長浜市	下水道事業	令和 5 年度
近江八幡市	水道事業及び下水道事業	令和 9 年度
東近江市	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
米原市	水道事業及び下水道事業	令和 9 年度
日野町	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
竜王町	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
豊郷町	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
甲良町	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
多賀町	水道事業及び下水道事業	令和 8 年度
長浜水道企業団	水道事業	令和 5 年度
愛知郡広域行政組合	水道事業	令和 5 年度